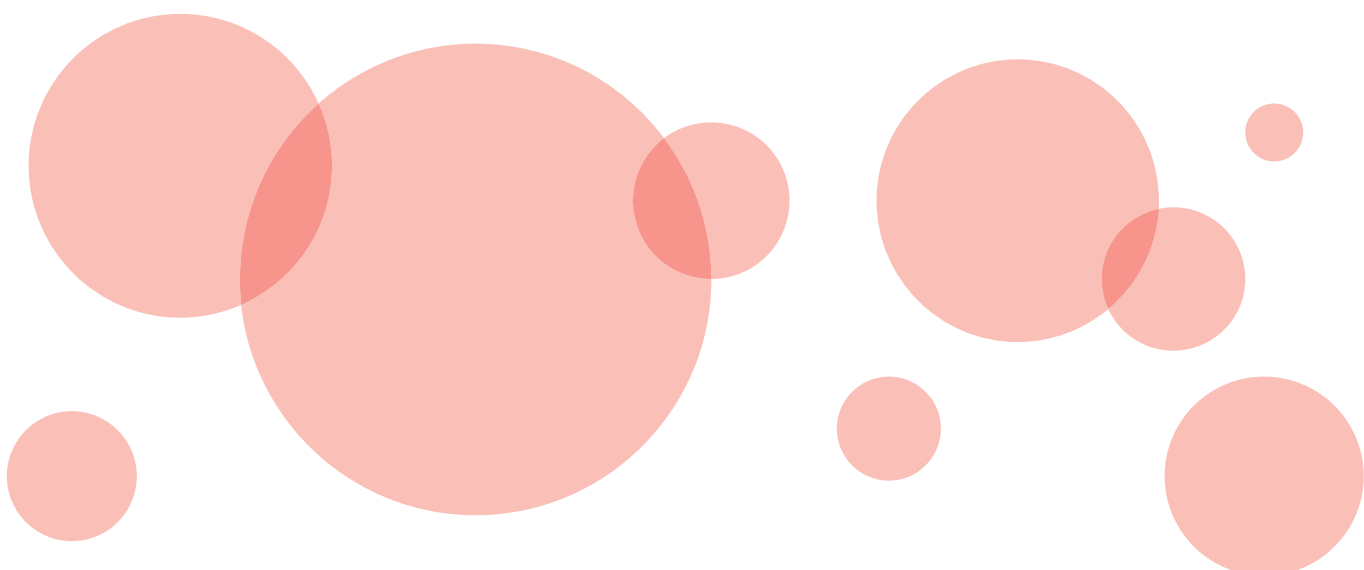


第1章

計画の概要



1 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画とは

● 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人(村民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政)が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

また、村民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、村民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、多様な生活課題の解決を目指すものです。

● 「パートナーシップ型の福祉」の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゅうを超えた多様な生活課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」だけではなく、村民一人ひとりの自発的な取組に対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進

● 村民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、村民一人ひとりが福祉サービスなどの利用者、対象者という立場に固定されることなく、地域福祉の主体へとシフトしなければならないということについて、村民に広く理解してもらうことが必要です。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する村民の取組(自助)に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取組(共助)と、それらの活動をサポートし、村民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取組(公助)があります。その自助・共助・公助の取組が個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、地域の多様な生活課題に対して、きめ細やかに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(2) 計画策定の背景

1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

● 生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔がみえにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

● 社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する施策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定(昭和26年)以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の制度は、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った地域福祉の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

● 社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していこうというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

● 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取組が重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

● 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これにともない、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める。
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域の生活課題を解決するための体制の構築に努める。

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

2) 福祉に関する施策の流れ

	高齢者福祉	障がい者福祉	子ども・子育て支援	その他
平成11年	ゴールドプラン21		新エンゼルプラン	男女共同参画社会基本法
平成12年	介護保険制度		児童虐待防止法	
平成13年				DV防止法
平成14年			少子化対策プラスワン	ホームレス自立支援法
平成15年		支援費制度		個人情報保護関連5法
平成16年	高齢者雇用安定法改正			
平成17年	認知症サポーター制度	発達障害者支援法 障害者自立支援法	次世代育成支援行動計画(～平成37年)	
平成18年	地域包括支援センター設置 介護保険制度:予防重視型へ	バリアフリー新法		自殺対策基本法
平成19年				
平成20年	後期高齢者医療制度			更生保護法 特定健診・特定保健指導開始
平成21年				ハンセン病問題基本法
平成22年				
平成23年	高齢者住まい法改正	障害者基本法改正		復興基本法
平成24年	地域包括ケアシステム	障害者虐待防止法		
平成25年	オレンジプラン (認知症対策)	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法		災害対策基本法改正
平成26年	医療介護総合確保推進法	障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備)	子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱	
平成27年	地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業 新オレンジプラン	難病患者に対する医療等に関する法律	子ども子育て支援制度	生活困窮者自立支援法 女性活躍推進法
平成28年		障害者差別解消法 障害者雇用促進法改正	児童福祉法改正	自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

3) 関連諸計画の動向

● 高齢者福祉

介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と加速する2025年に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取組をもう一步進めるため、平成30年度までに「高齢者支援の体制づくり」が求められました。

第7期介護保険事業計画では、高齢者のみならず、家族や事業者、従業者への配慮等を考慮した制度改正が行われ、「支援活動の具体化、活動の推進」に向けた取組が本格化するとみられます。

● 障がい者福祉

平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定され、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。また、障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が平成25年に施行されました。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

● 子ども・子育て支援

平成17年度から10年間推進されてきた次世代育成支援地域行動計画は、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として推進されていますが、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされており、地域における子育て支援の構築が一層求められています。

また、平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、“全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する”ことが目的・理念とされています。

2 計画の概要

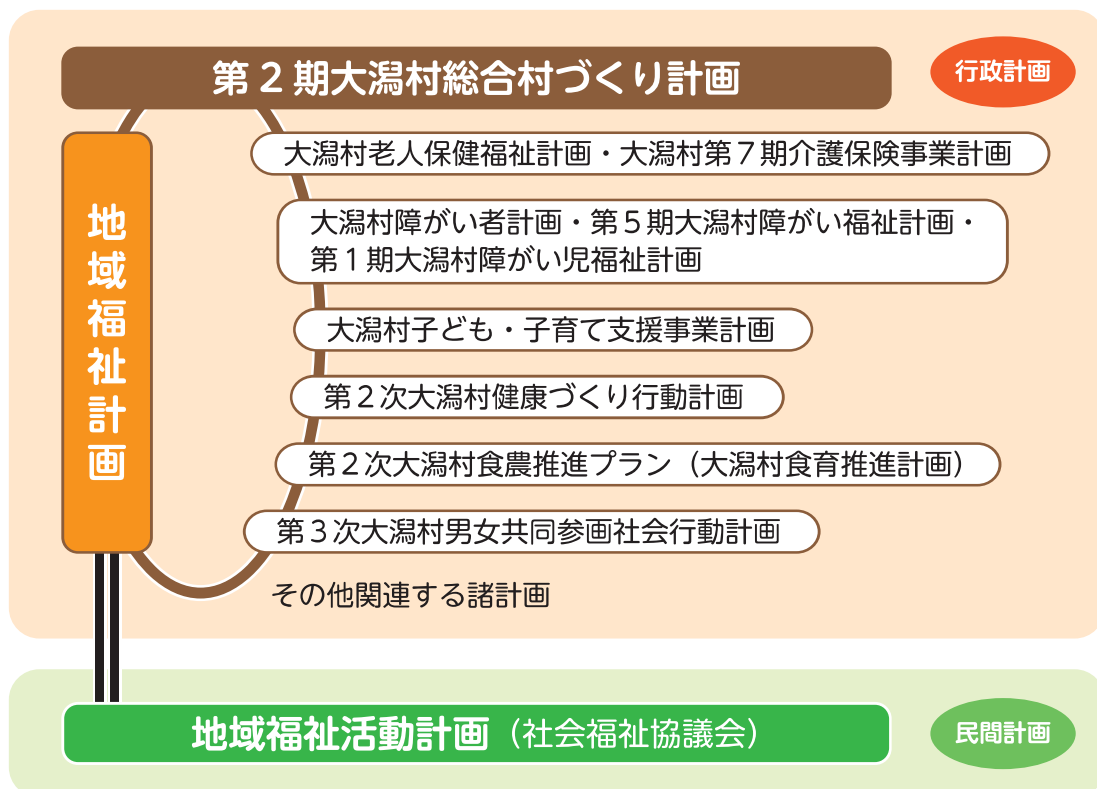
(1) 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

本計画は村全体の指針となる「第2期大湊村総合村づくり計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「大湊村老人保健福祉計画・大湊村第7期介護保険事業計画」、「大湊村障がい者計画・第5期大湊村障がい福祉計画・第1期大湊村障がい児福祉計画」、「大湊村子ども・子育て支援事業計画」、「第2次大湊村健康づくり行動計画」、「第2次大湊村食農推進プラン(大湊村食育推進計画)」、「第3次大湊村男女共同参画社会行動計画」などと取組の方向性を共有し、村民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は2019年度から2026年度までの8か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

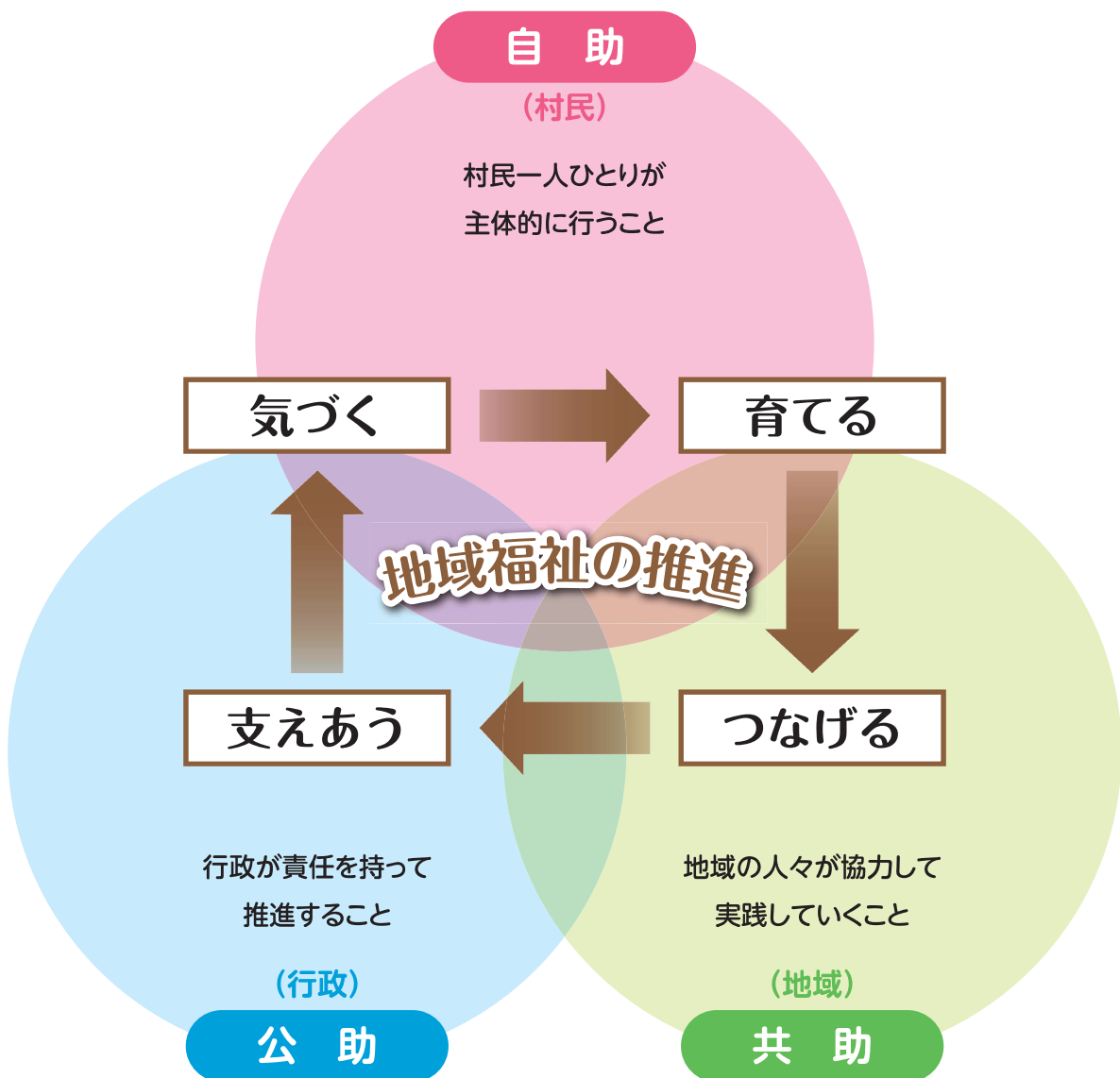
3 計画における役割分担

(1) 村民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、村民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、村民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取組がつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために村民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取組がつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 村民一人ひとりに期待される役割 (自助)

地域福祉推進の主役は村民一人ひとりです。村民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

村民一人ひとりに、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割 (共助)

① 地域で活動する諸団体(自治会、ボランティア団体、NPOなど)

村民一人ひとりを支える地域の様々な活動団体(自治会、ボランティア団体、NPOなど)には、日常的に様々な村民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、村民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また村民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の村民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

② 福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、村民の自立した生活をサポートするとともに、福祉などに関する情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③ 民生・児童委員

民生・児童委員は村民にとって福祉に関する身近な相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割 (公助)

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に村民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。

また、村民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉の推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

特に、村民の地域福祉活動参加へのきっかけの一つとなる情報については、村民の多様な関心(結婚、出産、子どもの進学・卒業、就職、介護、老後など)やライフサイクルの中で必要に応じた提供に努めます。また、村民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

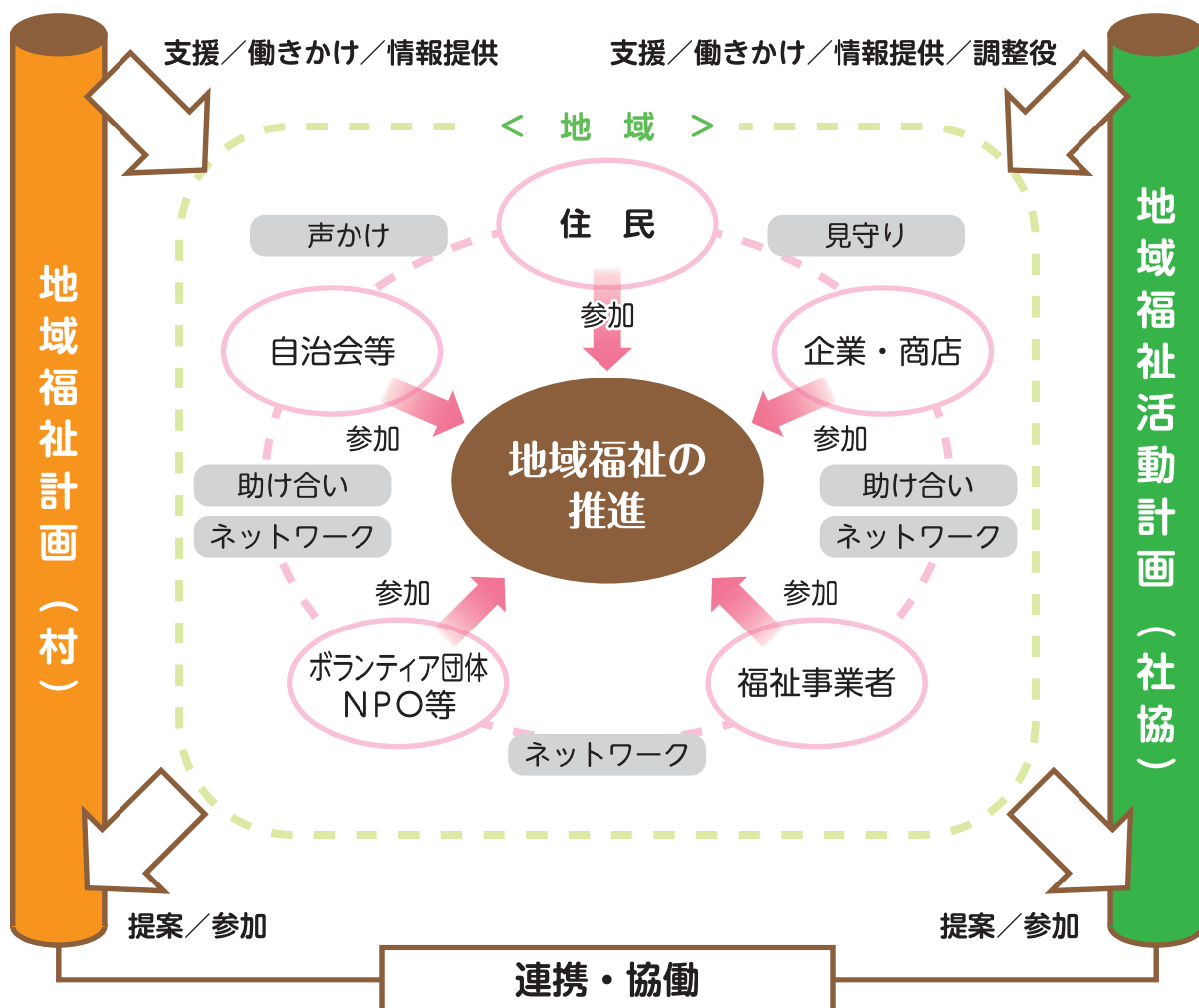
(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられている民間団体です。

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉に関わる多様な地域資源をつなぐ(ネットワーク化)調整役として、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけていくことが期待されています。

村の行政計画である「地域福祉計画」は村の地域福祉の推進における今後の基本方向や取組の指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて村民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は村における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



4 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題に行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの村民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

様々な媒体を活用した、わかりやすい情報の提供と計画の周知

(2) 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取組も変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

● 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

● 行政内部における進捗評価会議の開催

本計画において行政に求められる取組は福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課との幅広い連携を図り、必要に応じて計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

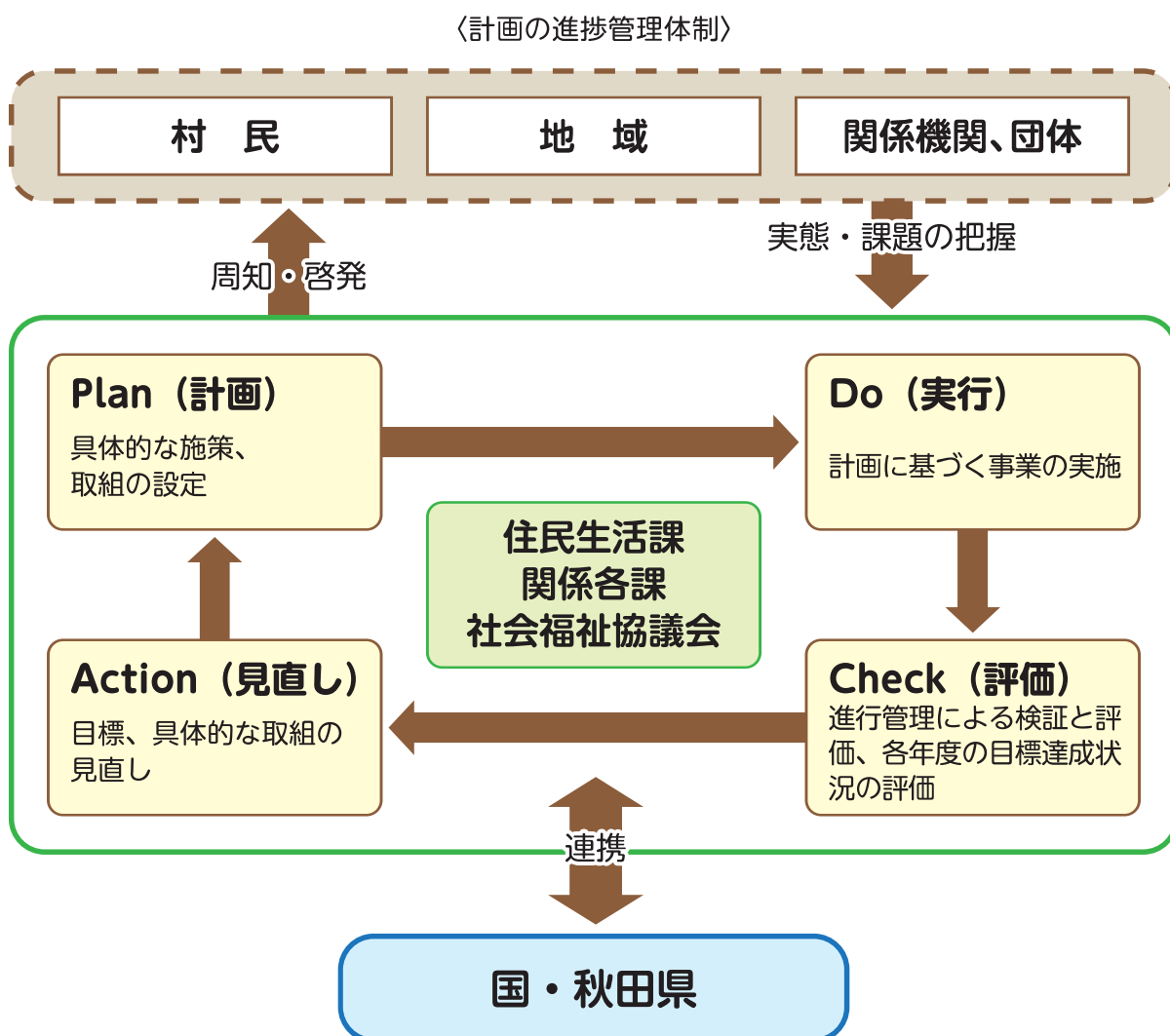
庁内横断的な計画の進捗評価会議を開催

● 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い村民の参画を得ながら、村民目線で計画の進捗を評価し、村民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

地域福祉推進のための総合的な検証を実施



計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。